

福島県復興計画検討委員会開催要綱

平成 23 年 9 月 7 日
福 島 県

1 趣旨

東北地方太平洋沖地震及び津波、さらには原子力災害により甚大な被害を受けている本県の復旧・復興を図るため、「福島県復興計画」を策定することとした。

8 月 11 日に決定した福島県復興ビジョンを踏まえて、より具体的な取組みや事業を示す「福島県復興計画」の策定に当たり、有識者や県内の関係団体等からの幅広い意見や提言を反映させるため福島県復興計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を開催する。

2 構成等

- (1) 検討委員会は、知事が指名する学識経験を有する者その他適当と認める者により構成し、知事が開催する。
- (2) 検討委員会の会長は知事が指名し、会長は検討委員会の会務を総理する。
- (3) 検討委員会に会長代行を置き、会長がこれを指名する。

3 分科会

- (1) 検討委員会に別表に掲げる分科会を置く。
- (2) 分科会に座長を置き、座長は会長が指名する。
- (3) 知事は、必要があるときは特別委員を指名し、分科会に出席させることができる。
- (4) 分科会に属する委員及び特別委員は、会長が指名する。

4 会議

- (1) 検討委員会及び分科会は過半数以上の委員（特別委員を含む。）の出席がなければ、開催することができない。
- (2) 議事は、原則として出席委員の過半数によって決するものとする。

5 庶務

検討委員会の庶務は、企画調整部復興・総合計画課において行う。

6 委任

この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

7 期間

平成 23 年 9 月から、「福島県復興計画」が策定されるまでとする。

別表

分 科 会	担 当 す る 主 要 施 策
第 1 分科会	応急的復旧・生活再建支援・市町村の復興支援 原子力災害の克服
第 2 分科会	未来を担う子ども・若者の育成 地域のきずなの再生・発展 災害に強く、未来を拓く社会づくり
第 3 分科会	新たな時代をリードする産業の創出 再生可能エネルギーの飛躍的推進による新たな社会づくり